

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市ふれあい広場条例（平成17年条例第72号）第6条	駐車場の使用の許可	玉山総合事務所 総務課

1 審査基準は、盛岡市ふれあい広場条例（平成17年条例第72号）第6条第2項第1号から第3号による。

2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。